

●会員に関する細則改定案 新旧比較表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条(会費) 会員の年会費を次のようにする。 正会員(個人・団体)金1万円 準会員(個人)金5千円 賛助会員(個人・団体)金10万円 功労会員および名誉会員は年会費の納入を要しない。</p> | <p>第1条(会費) 会員の年会費を次のようにする。 正会員(個人・団体)金1万円 準会員(個人)金5千円 賛助会員(個人・団体)金10万円 功労会員および名誉会員は年会費の納入を要しない。</p> |
| <p>第2条(評議員費) 評議員は、評議員費として、別に年額5,000円を納入しなければならない。</p> | <p>第2条(評議員費) 評議員は、評議員費として、別に年額5,000円を納入しなければならない。</p> |
| <p>第3条(特別正会員〔FJSH〕費) 特別正会員(FJSH)は、特別正会員(FJSH)費として、別に年額5,000円を納入しなければならない。 なお、特別正会員(FJSH)制度の運用は、別に定める特別正会員(FJSH)制度に関する規定に従う。</p> | <p>第3条(特別正会員〔FJSH〕費) 特別正会員(FJSH)は、特別正会員(FJSH)費として、別に年額5,000円を納入しなければならない。 なお、特別正会員(FJSH)制度の運用は、別に定める特別正会員(FJSH)制度に関する規定に従う。</p> |
| <p>第4条(兼任者の場合の特例) 評議員(第2条)と特別正会員(第3条)を兼任する場合は、両者を一括して年額5,000円を支払うことで足りる。</p> | <p>第4条(兼任者の場合の特例) 評議員(第2条)と特別正会員(第3条)を兼任する場合は、両者を一括して年額5,000円を支払うことで足りる。</p> |
| <p>第5条(正会員の権利) 正会員には次の権利がある。 (1)通常社員総会に出席し意見を述べること。 (2)役員、評議員、特別正会員の資格を有することができること。 (3)本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (4)本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (5)本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (6)本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> | <p>第5条(正会員の権利) 正会員には次の権利がある。 (1)通常社員総会に出席し意見を述べること。 (2)役員、評議員、特別正会員の資格を有することができること。 (3)本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (4)本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (5)本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (6)本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> |
| <p>第6条(準会員の権利) 準会員には次の権利がある。 (1)本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (2)本会の発行する学術刊行物の配布をうけること。学会学術誌の配布については、別途理事会の定めによるものとする。 (少し分かりやすい文章にしました) (3)本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (4)本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> | <p>第6条(準会員の権利) 準会員には次の権利がある。 (1)本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (2)別途理事会が定めるところにより、本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (3)本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (4)本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第7条(賛助会員の権利) 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (2) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (3) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (4) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> | <p>第7条(賛助会員の権利) 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (2) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (3) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (4) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> |
| <p>第8条(功労会員・名誉会員の権利) 名誉会員および功労会員には次の権利がある。 (1) 通常社員総会に出席し意見を述べること。 (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (3) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (4) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (5) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> | <p>第8条(功労会員・名誉会員の権利) 名誉会員および功労会員には次の権利がある。 (1) 通常社員総会に出席し意見を述べること。 (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (3) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布をうけること。 (4) 本会の通常社員総会議事の要領及び議決した事項について通知をうけること。 (5) 本会ホームページの会員専用サイトを閲覧すること。</p> |
| <p>第9条(補足) この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。 附則 1.この細則は、特定非営利活動法人の設立認証を受けた日から施行する。 2.本細則は一部改定の上、平成26年10月19日から施行する。 3. 本細則は一部改定の上、平成XX年XX月XX日から施行する。 (理事会で細則の変更を承認した日から施行)</p> | <p>第9条(補足) この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。 附則 1.この細則は、特定非営利活動法人の設立認証を受けた日から施行する。 2.本細則は一部改定の上、平成26年10月19日から施行する。</p> |